

平成二十一年六月十五日提出  
質問第五四二号

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

国家公務員の所管業務についての厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の認識に関する再質問主

意書

障害者団体向けに格安で郵便サービスを提供する制度を悪用した事件に絡み、本年五月二十六日、厚生労働省障害保健福祉部係長の上村勉氏が逮捕された。右の事件に関し、過去に上村氏の上司であり、六月二日の参議院厚生労働委員会に出席した際、偽の証明書発行に関与したとの疑惑を持たれていることについて「(現職の)局長として呼ばれており、所管外の問題について答えられない」との答弁をした村木厚子厚労省雇用均等・児童家庭局長が、同月十四日、大阪地方検察庁特別捜査部に逮捕された。右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第四九九号)を踏まえ、再質問する。

一 局長職という極めて重い立場にある幹部が逮捕されたことに関し、厚労省としてどのような見解を有しているか。

二 前回質問主意書で、一般に様々な部署で勤務し、所管する業務も多岐にわたることが多い国家公務員が、自身が現在所管しているものではなく、過去に所管した業務について国会等で質問を受けた際、それについて答弁してはならないという制限を科されているか、また今次発生した郵便制度悪用事件に絡む自

身の疑惑につき、村木局長が所管外として答弁を拒否したことは妥当であるかと問うたところ、「前回答弁書」では「法令上、お尋ねのような制限があるとは承知していないが、一般に、国会において局長等が政府参考人として説明を求められ、それが所管外の事項についてのものである場合には、局長等が答弁を差し控える旨の答弁をすることは、許容されるものと考える。」との答弁がなされているが、右の答弁を作成した厚労省の部署並びに担当責任者の官職氏名を明らかにされたい。

三 舛添要一厚生労働大臣は、二の部署が「前回答弁書」の答弁を作成していたことを承知していたか。

四 村木局長は、現在自身が担当していることとは関係のない、まさに所管外のことと嫌疑をかけられ、逮捕されたものと承知する。逮捕という重大な事案に発展したことについて、国会という国民の代表である国会議員が集う場で説明することを拒んだこと、また二の答弁にある様に、村木局長がその様な対応をとったことは許容されるものとする答弁を厚労省がしたことは、果たして適切であったか。舛添大臣の見解如何。

右質問する。